

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号    -    )

処 分 名	贈与税猶予から相続税猶予への切替の確認	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 1 項、第 6 項または第 9 項	
所管部課グループ名	産業技術課工業・繊維グループ（電話 0776-20-0370（内線 2745））	
審  査  基  準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 1 項、第 6 項または第 9 項の規定に合致していること。</li> <li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 2 項、第 7 項または第 10 項に基づく申請書および書類の提出があること。</li> </ul> <p>（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 3 項から第 5 項まで、第 8 項または第 11 項の規定により準用する場合を含む。）</p>
	設定年月日    平成 30 年 9 月 13 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）	
標準処理期間	2    月	
設定年月日    平成 30 年 9 月 13 日設定（平成    年    月    日最終変更）		